

## 道立施設における感染防止対策の指針(案)

令和2年5月21日(令和3年7月●日改定)

北 海 道

### 趣 旨

- ・ 本指針は、道立施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。
- ・ 道立施設については、感染防止対策を徹底した上で運営することとしているため、引き続き、以下の対策を講ずるものとする。

### 1 施設管理者が実施する事項

#### (3つの「密」の防止)

- ・ 「3つの密」を徹底的に避けるため、「新北海道スタイル」などの取組を実施及び掲示
- ・ 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示
- ・ 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面としないよう利用（やむを得ず対面する場合はアクリル板などで遮蔽）
- ・ 座席等を使用させない場所に、「北海道ソーシャルディスタンス」を表示
- ・ 公園等の場合は、十分な間隔をとるなど感染予防対策等を掲示
- ・ 施設内（室）においては、業種別のガイドラインに基づいた十分な間隔がとれる最大入場者人数とするなど、入場制限を実施  
（入場制限の可能性のあることを、事前にホームページや掲示により周知）  
なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努める
- ・ 外気を取り入れるため、定期的に換気を実施  
（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
- ・ 利用者が集まりそうな場所を特定し、各施設の状況に応じた分散させるための工夫を講ずる

#### (飛沫感染、接触感染の防止)

- ・ 施設職員に対しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- ・ 施設内の座席・器具など共有物は、定期的に消毒を実施
- ・ 利用者に対面する場合(入場料徴収、売店など)は、ビニールシートやアクリル板などで仕切を設置
- ・ 飲食を認める施設においては、業種別のガイドライン等に基づき、感染予防対策等を徹底するとともに、利用者に対し、黙食の取組を掲示

### **(業種別のガイドライン等の取組)**

- ・ 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを踏まえ、施設の状況に応じた必要な感染防止対策を徹底
- ・ 感染防止対策の取組を可視化するため、『『北海道スタイル』安心宣言』などの取組を掲示

### **(施設利用者に対する対応)**

- ・ 感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）をホームページ等で周知するとともに施設入口に掲示
- ・ マスクをしていない利用者へのマスク（手作り可）を用意するなど、原則、着用率の100%を担保（運動時など、人体に悪影響を及ぼす可能性がある場合は除く。ただし、運動時以外においては、必ずマスクを着用）
- ・ 入口に消毒液を設置し、利用者に手指の消毒を要請
- ・ 非接触型体温計などにより、検温・体調管理を実施
- ・ 大声を出す者などがいた場合は、個別に注意等を実施
- ・ 利用者の氏名及び緊急連絡先については、システムの利用や名簿を作成するなど業種別のガイドライン等に基づき、適切な把握に務める
- ・ 北海道コロナ通知システムのQRコードを作成し、施設の入口に掲示
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録促進について、施設の入口に掲示

## **2 施設利用者へお願いする事項**

- ・ 発熱又は風邪の症状がある者等の入場を制限
- ・ マスクの原則着用
- ・ 入場時に手指消毒を実施
- ・ 咳エチケットや手洗いの励行
- ・ 北海道コロナ通知システムの登録
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録及び利用
- ・ 飲食可能な施設においては、黙食を実践し、会話時はマスクの着用を徹底

### **【参考資料】**

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 内閣官房ホームページ(業種別のガイドライン等)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例（令和2年5月4日（令和2年6月19日一部修正）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- ・ 最新の変更による「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年7月8日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）